

大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、将来の大分の発展を支える国際的な視野を持った人材を育成するため、募集要項に基づき、高校生等が海外の高等学校等への留学に要する経費に対し、予算の定めるところにより留学支援金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金の応募資格者)

第2条 支援金の応募資格者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大分県内に所在地を有する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに在籍する者に限る。）及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に、留学期間中、在籍している者
- (2) 在籍している高等学校等の校長（以下「校長」という。）から推薦を受けている者
- (3) 外国の正規の後期中等教育機関（日本の高等学校に相当するものに限る。以下「外国の高校」という。）に原則として1年間留学する者
- (4) 前年度の学年における全体の評定平均値が4.0（8.0）以上、かつ、外国語1科目及び任意の得意分野1科目の計2科目の評定平均値が4.5（9.0）以上である者（括弧内は10段階評価の場合）、もしくはそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者
- (5) 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱に係る交付決定日以降に日本を出国し留学を行う者

(支援金の交付内容)

第3条 支援金の交付額は、1人当たり50万円以内を限度とし、その額と交付対象経費の実支出額から民間団体等から給付された奨学金等の額を引いた額（一万円未満切り捨て）のいずれか少ない額とする。

2 支援金の交付対象経費は、知事が別に定める交付対象期間（以下「交付対象期間」という。）に支出した費用のうち、以下に列記するものとする。

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (3) 受入国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- (4) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続きに要する諸費用
- (5) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続きに要する諸費用
- (6) 外国の高校に納付する授業料等
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (9) 学校、地方公共団体又は民間団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合は、前各号に掲げる費用の一部又は全部を含む当該プログラム参加費。ただし、留学が決定する前に生じる費用（海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用、受験料等をいう。）については、この限りでない。

(募集期間及び人数)

第4条 募集期間及び人数は、毎年度、予算の範囲内において知事が別に定める。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請関係書類(第1号様式)に大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請書(第2号様式)及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 留学計画書(第3号様式)
- (2) 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金推薦書(第4号様式)(厳封)
- (3) 誓約書(第5号様式)
- (4) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(第6号様式)
- (5) 成績証明書(厳封)
- (6) 申請者が在籍校に提出した留学願の写し
- (7) 校長が発行した留学許可書の写し
- (8) 留学に係る経費を証明する書類(見積書等)の写し
- (9) 奨学金等の通知の写し(奨学金を申請する者のみ)
- (10) 実用英語検定等の英語能力の証明書の写し(提出可能な者のみ)
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 申請時に前項第6号、第7号及び第9号の書類が提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出するものとする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 留学の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金変更承認申請書(第7号様式)に変更した留学計画書(第3号様式)を添付して提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 留学を中止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 留学が予定の期間内に完了しない場合又は留学の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この支援金対象経費の支出を証する領収書等の証拠書類は、留学を修了した日の属する年度の翌年度から5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではあってはならないこと。
- (6) その他、規則、募集要項及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、支援金の額に変更を及ぼさないで、支援金の交付目的に反しない内容の変更とする。

(支援金の交付決定)

第7条 知事は、申請者から第5条第1項の規定による支援金の交付申請があったときは、申請者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認し、書類審査を実施し、各申請者について、交付の可否を決定するものとする。

(支援金の交付決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付決定通知書(第8号様式)により校長を通じて行うものとする。

(申請の取下げできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる時期は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(支援金の交付方法)

第10条 この支援金は、留学に伴う費用の支出後に精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払の方法により交付することができる。

2 知事は、支援金を、交付の決定を受けた者（以下「支援金決定者」という。）が成人である場合は本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、支援金決定者が未成年者である場合は支援金決定者の保護者名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、いずれの場合もその口座は日本国内のものに限るものとする。

(支援金の交付請求)

第11条 支援金決定者が、支援金の交付を請求しようとするときは、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付請求書（第9号様式。次項において「交付請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前条第1項ただし書による概算払の方法により支援金の交付を受けようとする場合は、交付請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 留学が確定していることを証する書類の写し
- (2) 留学に係る経費を証明する書類（見積書等）の写し

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して、完了した日若しくは中止等の承認の日から30日を経過した日又は翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定より前に、既に費用の支出を完了している者は、交付決定した日から30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等留学に係る費用の支出を証する書類
- (2) 奨学金等の通知の写し（奨学金を申請しない場合添付不要）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支援金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた者が偽りの申請により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた者がやむを得ない事情を除いて留学を中止したとき。
- (3) 交付決定を受けた者が不正、その他不適当な行為を行い、知事が当該交付決定を取り消すことが適当と判断したとき。

(支援金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金全額の返還を命ずるものとする。

2 知事は、書面により、返還の命令を支援金決定者に通知するとともに、校長に通知するものとする。

3 支援金決定者又は第10条第2項の規定に基づき支援金を保護者に支払った場合における当該保護者は、支援金の返還が命じられた場合、知事が定める期限までに支援金を返還しなければならない。

(報告書の提出等)

第16条 支援金決定者は、留学先での活動状況について留学開始6カ月後に大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金留学報告書(第12号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 支援金決定者は、留学終了後1か月以内に大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金留学修了報告書(第13号様式)を知事に提出しなければならない。

3 支援金決定者は、留学先の居所又は住所を変更した場合は、知事に遅滞なく報告しなければならない。

(支援金決定者の責務)

第17条 支援金決定者は、本支援金交付の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めなければならない。

2 支援金決定者は、留学中及び留学修了後も継続して、大分県が実施する海外戦略の推進に協力しなければならない。

(書類の提出部数等)

第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る大分県高校生海外留学支援金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成27年度の予算に係る大分県高校生海外留学支援金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成28年度の予算に係る大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年度の予算に係る大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年度の予算に係る大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請関係書類

年 月 日

大分県知事 殿

学 校 名 _____

職・氏名 _____

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金の交付申請の関係書類を別添のとおり送付します。

記

1 申請者 氏 名

2 添付書類

- (1) 年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請書（第2号様式）
- (2) 留学計画書（第3号様式）
- (3) 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金推薦書（第4号様式）（厳封）
- (4) 誓約書（第5号様式）
- (5) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（第6号様式）
- (6) 成績証明書（厳封）
- (7) 申請者が在籍校に提出した留学願の写し
- (8) 校長が発行した留学許可書の写し
- (9) 留学に係る経費を証明する書類（見積書等）の写し
- (10) 奨学金等の通知の写し（奨学金を申請する者のみ）
- (11) 実用英語検定等の英語能力の証明書の写し（提出可能な者のみ）
- (12) その他知事が必要と認める書類

※（7）、（8）及び（10）が申請時に添付できない場合は、取得次第、速やかに提出するものとする。

第2号様式（第5条関係）

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

下記のとおり、 年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金を交付されるよう
大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第5条の規定により申請します。

申請者 住 所
氏 名

（※申請者が未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。）
本支援金の申請に同意します。

保護者 住 所
氏 名

ふりがな		生 年 月 日 (年 齢) (注1)	年 月 日生 (満 歳)
申 請 者 氏 名			
現 住 所	〒		自宅電話番号 : 携帯 : Email :
学 校 名	※学校名、学科・コース等を記入のこと (学科・コース) (学年: 学年)		
緊 急 連 絡 先 (注2)	氏名:	続柄:	自宅電話番号 : 携帯 : Email :
	〒		

（注1）年齢は本年4月1日現在の満年齢を記入してください。

（注2）申請者が未成年者の場合は、保護者の連絡先を記入してください。

※☐ 私は個人情報の取扱いについて同意します。（申請者（未成年の場合は保護者）が☑してください。）

個人情報の取扱いについて

申込書に記載された情報は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大分県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

※裏面も記入してください。

(裏 面)

留学先	国 名	
	使 用 言 語	
	留 学 期 間	※西暦で記入。 年 月～ 年 月
	外 国 語 能 力	※検定試験（TOEIC 等の英語検定、中国語検定、SAT 等）の取得資格やスコア

留 学 計 画 書

学校名	
氏 名	

留学の目的、留学中の計画（学校及び学校以外の活動）、帰国後の計画（留学で得たことをどのように活かすか、大分県の国際化にどのように寄与するか）、支援金の支出計画等について、日本語で記入してください。

1 留学の目的

2 留学中の計画

3 帰国後の計画

4 支援金の支出計画

	項目	予算額	支援金交付申請額 (上限額 50 万円)
留学に要する 経費 ※交付対象期 間内に支出し たものに限る。	1 国際航空運賃（1 往復分）	円	
	2 自宅から出国する国際空港ま での国内交通運賃（1 往復分）	円	
	3 受入国の国際空港から留学先 までの国内交通運賃（1 往復分）	円	
	4 空港税、燃油サーチャージ及び 出国手続きに要する諸費用	円	
	5 査証（ビザ）及び旅券（パスポー ト）の取得手続きに要する諸費用	円	
	6 外国の高校に納付する授業料等	円	
	7 海外傷害保険料	円	
	8 寮費、ホストファミリーに支払 う費用	円	
	9 学校、地方公共団体又は民間団 体等が主催する海外派遣プログ ラムの参加費（注 1）	円	
	※上記 1～9 の費用の計	① 円	
奨学金等（他か らの支援金等）	民間団体等からの奨学金等 （民間団体等名）	② 円	
交付対象経費 算定額	①－②の額（1 万円未満切り捨て）	③ 円	
交付対象経費	③の額と限度額 50 万円のいづれ か少ない額（注 2）	(A) 円	(B) 円

（注 1）「9 学校、地方公共団体又は民間団体等が主催する海外派遣プログラムの参加費」については 1～8 の一部又は全部が含まれている場合は、該当欄を空欄にし、9 にて一括した金額を記入すること。ただし、選考費用、受験料等については、この限りでない。

（注 2）(A) で算出した額と (B) の額は一致したものを記入すること。

5 その他

（備考）

「4 支援金の支出計画」を変更する場合は、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載のうえ、「第 7 号様式（第 6 条関係） 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金変更承認申請書」に添付して提出すること。

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

大分県知事

殿

（申請者） 住 所

氏 名

※署名

（保護者） 住 所

（注）

氏 名

※署名

誓 約 書

大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付者に決定された場合には、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱の規定を固く守り、学業に精励することを誓います。また、帰国後は、大分県が実施する国際交流事業の推進に協力することも誓います。

なお、同要綱第 1 4 条に該当する事由が生じたときは、既に交付を受けた支援金を同要綱第 1 5 条に基づき返還します。

（注） 申請者が未成年者の場合は、保護者の署名が必要です。

大分県暴力団排除条例に基づく誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員が役員となっている事業者
- （４） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （５） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （６） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- （７） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （８） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 １の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

（申請者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

※署名

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所

氏名

（※申請者が未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。）
本支援金の変更承認申請に同意します。

保護者 住所

氏名

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で支援金交付決定通知のあった大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

	(既交付決定額	金	円)
2 支援金交付申請額		金	円

- 3 添付書類
- ・留学計画書（第3号様式）
 - ・留学に係る経費を証明する書類（見積書等）の写し
 - ・奨学金等の通知の写し（奨学金を申請する者のみ）
 - ・その他知事が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

大分県知事



年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付対象経費 金 円
2 支援金の交付決定額 金 円
3 補助条件

- (1) 留学の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金変更承認申請書（第7号様式）に変更した留学計画書（第3号様式）を添付して提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 留学を中止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 留学が予定の期間内に完了しない場合又は留学の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この支援金対象経費の支出を証する領収書等の証拠書類は、留学を修了した日の属する年度の翌年度から5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではあってはならないこと。
- (6) その他、大分県補助金等交付規則、募集要項及び大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱の定めに従うこと。
- (7) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、支援金の額に変更を及ぼさないで、支援金の交付目的に反しない内容の変更とする。

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

請求者 学校名

氏 名 ※署名

住 所

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県
高校生海外長期派遣に係る留学支援金 円を精算払（概算払）の方法により交付
されるよう、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第11条の規定により請求し
ます。

記

支援金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	修了 予定年月	備考
円	円	円	円		

なお、支援金は下記の口座に振込み願います。

金 融 機関名		銀 行 郵便局		支 店 出張所
種 別	普通 ・ 当座	口座番号		
口 座 名義人	フリガナ 氏 名			

※ 請求者が未成年の場合は、保護者の口座を記入してください。

※ 誤払いを防ぐため、記入された口座番号等が確認できる通帳の写しを添付してください。

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所
氏名

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金実績報告書

年 月 日付け 第 号で支援金交付決定通知のあった 年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金について、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第12条の規定により、その実績を下記のとおり報告いたします。

記

	項目	精算額	予算額	増減
留学に要した経費 ※交付対象期間内に支出したものに限る。	1 国際航空運賃（1往復分）	円	円	
	2 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）	円	円	
	3 受入国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）	円	円	
	4 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続きに要する諸費用	円	円	
	5 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続きに要する諸費用	円	円	
	6 外国の高校に納付する授業料等	円	円	
	7 海外傷害保険料	円	円	
	8 寮費、ホストファミリーに支払う費用	円	円	
	9 学校、地方公共団体又は民間団体等が主催する海外派遣プログラムの参加費（留学が決定する前の選考費用、受験料等は対象外）	円	円	
	※上記1～9の費用の計	① 円	円	
奨学金等（他からの支援等）	民間団体等からの奨学金等（民間団体等名）	② 円	円	
交付対象経費算定額	①－②の額（1万円未満切り捨て）	③ 円	円	
交付対象経費	③の額と限度額50万円のいずれか少ない額	円	円	円

（添付書類）

- ・領収書の写し等留学に係る費用の支出を証する書類
- ・奨学金等の通知の写し（奨学金を申請しない場合は添付不要）
- ・その他知事が必要と認める書類

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

大分県知事



年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る支援金の額 円については、金 円に確定したので、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金留学報告書

年 月 日

学 校 名			支 援 金 交 付 年 度	年 度
氏 名				
留 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
留 学 先	国 名		学校名	
専 攻				

留学中の生活、留学の成果、留学で得たことをどのように活かすか、これから留学する人へのアドバイス等について 2000 字以上で記入してください。

--

☐上記の内容については、公表される場合があることを了承します。
(申請者が☒してください。)

第 13 号様式（第 16 条関係）

年 月 日

大分県知事

殿

氏名

年度 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金留学修了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金について、下記のとおり実施したので、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付要綱第 16 条の規定により報告します。

記

海外留学修了年月日

年 月 日